

特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準の概要

平成26年7月22日

福祉問題審議会資料

こども政策課

1. 子ども・子育て支援新制度における給付制度

子ども・子育て支援新制度において、**施設型給付（教育・保育施設）**及び**地域型保育給付（地域型保育事業）**という、市町村が行う財政支援が創設された。新制度において、これらの給付を受けることができるのは、**認可を受けた施設・事業のうち、市町村から財政支援の対象とすべき旨の確認を受けた施設・事業**である。市町村から確認を受けた施設・事業を、**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業**という。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園 ^{※1} 、保育所
地域型保育事業（＝家庭的保育事業者等）	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業 ^{※2} 、居宅訪問型保育事業

※1 幼稚園は、給付の制度に入らず、引き続き私学助成を受けて、運営することも可能。

※2 事業所内保育事業は、地域の子どもを受け入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となる。

2. 確認制度

施設・事業に対して市町村が行う確認は、認定区分（1号・2号・3号認定子ども）ごとの利用定員を定めたうえで、給付対象の施設・事業が運営基準に照らして、確認することとされている。さらに、**①業務管理体制の整備、②教育・保育に関する情報の報告及び公表**が求められている。運営基準については、国が定めた政省令に基づき、市町村が制定する。

3. 認可基準と確認（運営基準）の関係性

基準	対象施設・事業	認可又は確認権者
認可基準	教育・保育施設	都道府県
	地域型保育事業	市町村
運営基準(確認)	教育・保育施設	市町村
	地域型保育事業	市町村

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に従い市町村が条例で基準を定める。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に従い市町村が条例で基準を定める。

《認可基準と運営基準（確認）の違い》

認可基準は、人員配置基準や面積基準など当該施設・事業に必要となる設備及び運営の基準を定めているが、運営基準は、市町村の財政支援を受ける対象として適格性を確保する観点から、会計処理が適正か、情報公表等が適切か等の事項に関する基準を定めている。

《参考》

《従うべき基準と参酌すべき基準》

	従うべき基準	参酌すべき基準
意味	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
異なるものを定める場合	従うべき基準の範囲内であることについて説明責任がある。 基準の範囲を超える場合は、違法となる。	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任がある。参酌する行為を行わなかった場合は、違法となる。

※基準の策定にあたり本市の考え方

- ①従うべき基準は原則、国に従う。
- ②参酌すべき基準は、本市の状況に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。
- ③従うべき基準のうち、本市の実情に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

4. 習志野市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要について

(1) 一般原則 (※従：従うべき基準 ※参：参酌すべき基準)

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)	本市の考え方
一般原則 (第3条)	<p>①教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育等の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>②教育・保育施設等は、利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育・保育等を提供するように努めなければならない。</p> <p>③教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>④教育・保育施設等は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【利用定員に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)	本市の考え方
利用定員 (第4条)	<p>①教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る)は、利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>②教育・保育施設は、以下に掲げる施設の区分に応じ、子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、3号認定子どもについては、0歳と1歳以上の子どもに区分して利用定員を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 1号・2号・3号認定子ども ・幼稚園 1号認定子ども ・保育所 2号・3号認定子ども 	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
内容及び手続の説明及び同意 (第5条)	<p>①教育・保育施設は、教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用者申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得なければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電子ファイル等により提供することができる。この場合において、教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>従</p> <p>②は参</p>	<p>国に従う</p>	
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等 (第6条)	<p>①教育・保育施設は、保護者から利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、拒んではならない。(例：定員に空きがない場合、その他特別な事情がある場合)</p> <p>②認定こども園又は幼稚園は、1号認定子どもの利用申込者数及び現に利用している1号認定子どもの総数が、1号認定子どもの利用定員を超える場合は、抽選、先着順、施設の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく公正な選考方法により選考しなければならない。</p> <p>③認定こども園又は保育所は、2号又は3号認定子どもの利用申込者数及び現に利用している2号・3号認定子どもの総数が2号・3号認定子どもの利用定員を超える場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>④認定こども園又は幼稚園は、②における選考方法についてあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>⑤教育・保育施設は、利用申込者の子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な教育・保育施設又は地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>従</p> <p>⑤のみ参</p>	<p>国に従う</p>	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。</p>

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
あっせん、調整及び要請に対する協力 (第7条)	①教育・保育施設は、利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ②認定こども園又は保育所は、2号・3号認定子どもの施設利用について市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
受給資格等の確認 (第8条)	教育・保育施設は、教育・保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	参	国に従う	
支給認定の申請に係る援助 (第9条)	①教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ②教育・保育施設は、支給認定の変更申請が遅くとも保護者が受けている支給認定の有効期間満了30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ※ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、除く。	参	国に従う	
心身の状況等の把握 (第10条)	教育・保育施設は、教育・保育の提供に当たり、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	国に従う	
小学校等との連携 (第11条)	教育・保育施設は、教育・保育の提供の終了の際は、子どもについて、小学校における教育又は他の教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供、その他小学校、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参	国に従う	
教育・保育の提供の記録 (第12条)	教育・保育施設は、教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	国に従う	

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
利用者負担額等の受領 （第13条）	①教育・保育施設は、教育・保育を提供した際は、保護者から当該教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ②教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、保護者から当該教育・保育に係る教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。 ③教育・保育施設は、教育・保育の提供にあたり、質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、保護者から支払いを受けることができる。（実費以外の上乗せ徴収） ④教育・保育施設は、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、③の費用の他に、以下の費用の額の支払いを受けることができる。（実費徴収） ア：日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 イ：教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ：食事の提供に要する費用（1号認定の主食・副食分、2号認定は主食分のみ） エ：教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ：その他教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要なものに係わる費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの ⑤教育・保育施設は、④の費用の額の支払いを受けた場合は、保護者に領収書を交付しなければならない。 ⑥教育・保育施設は、③及び④の金銭の支払いを求める際は、あらかじめ、金銭の使途及び額、請求理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ※④の支払いに係る同意は、文書によることを要しない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
施設型給付費等の額に係る通知等 （第14条）	①教育・保育施設は、法定代理受領により教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない。 ②教育・保育施設は、法定代理受領を行わない教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、提供した教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	参	国に従う	

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方										
教育・保育の取扱方針 (第15条)	<p>①教育・保育施設は、以下に掲げる施設の区分に応じて、各々定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>幼稚園教育要領、保育所保育指針 ※さらに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>幼稚園教育要領</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>保育所保育指針</td> </tr> </tbody> </table>	施設	方針	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	認定こども園	幼稚園教育要領、保育所保育指針 ※さらに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	幼稚園	幼稚園教育要領	保育所	保育所保育指針	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
施設	方針													
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領													
認定こども園	幼稚園教育要領、保育所保育指針 ※さらに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。													
幼稚園	幼稚園教育要領													
保育所	保育所保育指針													
教育・保育に関する評価等 (第16条)	<p>①教育・保育施設は、自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、定期的に当該施設を利用する保護者、その他施設関係者（当該施設職員を除く）による評価又は外部評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。</p>	参	国に従う											
相談及び援助 (第17条)	教育・保育施設は、常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参	国に従う											
緊急時等の対応 (第18条)	教育・保育施設の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	「速やかに保護者又は医療機関への連絡を行うとともに、必要に応じ、市への報告を行う」とする。	市への報告を義務付け、市との連携・協力体制の充実に努める。										

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
支給認定保護者に関する市町村への通知 (第19条)	教育・保育施設は、教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって、施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
運営規程 (第20条)	教育・保育施設は、以下に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 (追加) ⑪習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項 ⑫その他運営に関する重要事項	参	⑪を加える。 それ以外は、国に従う。	習志野市暴力団排除条例の趣旨に従うほかは、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
勤務体制の確保等 (第21条)	①教育・保育施設は、子どもに対し適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。 ②教育・保育施設は、当該施設の職員によって教育・保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。 ③教育・保育施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
定員の遵守 （第22条）	教育・保育施設は、利用定員を超えて、教育・保育の提供を行ってはならない。 ※ただし、年度中における教育・保育に対する需要の増大への対応、施設等の撤退による便宜の提供への対応、災害や虐待その他のやむを得ない事情がある場合等は、この限りでない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
掲示 （第23条）	教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	国に従う	
子どもを平等に取り扱う原則 （第24条）	教育・保育施設は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国に従う	
虐待等の禁止 （第25条）	教育・保育施設の職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国に従う	
懲戒に係る権限の濫用禁止 （第26条）	幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる施設管理者は、懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国に従う	
秘密保持等 （第27条）	①教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしてはならない。 ②教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③教育・保育施設は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。	従	国に従う	
情報の提供等 （第28条）	①教育・保育施設は、施設を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ②教育・保育施設は、当該施設について広告する場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参	国に従う	

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
利益供与等の禁止 （第29条）	<p>①教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員に対し、子ども又は家族に対して教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>②教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員から、子ども又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
苦情解決 （第30条）	<p>①教育・保育施設は、提供した教育・保育に関する子どもの家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>③教育・保育施設は、提供した教育・保育に関する子どもの家族等からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>④教育・保育施設は、提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子どもの家族等からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行わなければならない。</p> <p>⑤市町村からの求めがあった場合は、④の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	参	国に従う	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。</p> <p>※ なお、前回会議で示した本市の基準（案）では、③中「市町村が実施する事業」を「市が苦情解決のために実施する事業」と変更するとしたが、国基準と同義であるため、変更しないこととした。</p>
地域との連携等 （第31条）	教育・保育施設は、運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
事故発生の防止 及び発生時の 対応 (第32条)	<p>①教育・保育施設は、事故の発生又は再発防止のため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>ア：事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のため指針を整備すること。</p> <p>イ：事故が発生した場合又は事故に至る危険性のある事態が生じた場合、事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>ウ：事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>②教育・保育施設は、子どもに対する教育・保育の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>④教育・保育施設は、子どもに対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従	③については、記録することに加えて、「改善策を含めた事故の処理結果を、市へ報告しなければならない。」こととする。	事故の処理結果について報告義務を課すことで、市との連携・協力体制の充実を図る。
会計の区分 (第33条)	教育・保育施設は、教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
記録の整備 (第34条)	<p>①教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、子どもに対する教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア：教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ：教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>ウ：市町村への通知に係る記録</p> <p>エ：苦情の内容等の記録</p> <p>オ：事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(追加) カ：その他規則で定める事項</p>	参	<p>②について、保存期間は別に規則で定める。</p> <p>②に力を加える。</p> <p>それ以外については、国に従う。</p>	本市の公立保育所における記録の整備と同等の内容とする。

【特例施設型給付費に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
特別利用保育の基準 (第35条)	<p>①保育所が、1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守しなければならない。</p> <p>②保育所が特別利用保育を提供する場合は、特別利用保育に係る1号認定子どもの数及び現に施設を利用している2号認定の子ども数の総数が、2号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③保育所が特別利用保育を提供する場合には、教育・保育には特別利用保育を含むものとして、市町村の条例に定める各種の規定を適用する。</p>	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
特別利用教育の基準 (第36条)	<p>①幼稚園が、2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、幼稚園設置基準を遵守しなければならない。</p> <p>②幼稚園が、特別利用教育を提供する場合は、特別利用教育に係る2号認定子どもの数及び現に施設を利用している1号認定子どもの総数が、1号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③幼稚園が、特別利用教育を提供する場合には、教育・保育には特別利用教育を含むものとして、市町村の条例に定める各種の規定を適用する。</p>	従	国に従う	

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【利用定員に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方											
利用定員 (第37条)	<p>①事業者の区分に応じて利用定員を以下のとおり定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td>1人以上5人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業A型</td> <td rowspan="2">6人以上19人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業B型</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業C型</td> <td>6人以上10人以下 (5年間の経過措置あり。6人以上15人以下)</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>②地域型保育事業者は、3号認定子どもについては、0歳と1歳以上の子どもに区分して利用定員を定める。 事業所内保育事業は、従業員の子ども及び地域の子どもに係る利用定員とする。</p>	事業の種類	利用定員	家庭的保育事業	1人以上5人以下	小規模保育事業A型	6人以上19人以下	小規模保育事業B型	小規模保育事業C型	6人以上10人以下 (5年間の経過措置あり。6人以上15人以下)	居宅訪問型保育事業	1人	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
事業の種類	利用定員														
家庭的保育事業	1人以上5人以下														
小規模保育事業A型	6人以上19人以下														
小規模保育事業B型															
小規模保育事業C型	6人以上10人以下 (5年間の経過措置あり。6人以上15人以下)														
居宅訪問型保育事業	1人														

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
内容及び手続きの 説明及び同意 (第38条)	<p>①地域型保育事業者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得なければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電子ファイル等により提供することができる。この場合において、地域型保育事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	従 ②は 参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等 （第39条）	<p>①地域型保育事業者は、保護者から利用申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、拒んではならない。（例：定員に空きがない場合、その他特別な事情がある場合）</p> <p>②地域型保育事業者は、3号認定子どもの利用申込者数及び現に利用している3号認定子どもの総数が、3号認定子どもの利用定員を超える場合は、市町村が行う保育の必要性の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>③地域型保育事業者は、②における選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>④地域型保育事業者は、利用申込者の子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、連携施設その他の適切な教育・保育施設又は地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	従 ④のみ参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
あっせん、調整及び要請に対する協力 （第40条）	<p>①地域型保育事業者は、利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、3号認定子どもの地域型保育事業の利用について市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従	国に従う	
受給資格等の確認 （第8条を準用）	地域型保育事業者は、保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	参	国に従う	
支給認定の申請に係る援助 （第9条を準用）	<p>①地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、支給認定の変更申請が遅くとも保護者が受けている支給認定の有効期間満了30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>※ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、除く。</p>	参	国に従う	

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
心身の状況等の把握 （第41条）	地域型保育事業者は、保育の提供に当たり、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
小学校等との連携 （第11条を準用）	地域型保育事業者は、保育の提供の終了の際は、子どもについて、小学校における教育又は他の教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供、その他小学校、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参	国に従う	

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
教育・保育施設等との連携 （第42条）	<p>①地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者は除く）は、保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（連携施設の担う役割）</p> <p>ア：子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>イ：必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、地域型保育事業者に代わって提供する教育・保育）を提供すること。</p> <p>ウ：地域型保育事業者により、保育の提供を行っていた子どもを、保育の提供の終了に際して、子どもに係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>※保育所型事業所内保育事業者は、連携施設の確保に当たり、ア・イに係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>②居宅訪問型保育事業者は、障害・疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>③地域型保育事業者は、保育の提供の終了に際しては、子どもについて、連携施設又は他の教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
連携施設に関する経過措置 （附則第5条）	地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる。と市町村が認める場合は、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従	設けないこととする。	経過措置は設けず、市の責任において連携施設を確保する。

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
保育の提供の記録 （第12条を準用）	地域型保育事業者は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	国に従う	
利用者負担額等の受領 （第43条）	<p>①地域型保育事業者は、保育を提供した際は、保護者から当該保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>②地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から当該保育に係る地域型保育費用基準額の支払いを受けるものとする。</p> <p>③地域型保育事業者は、保育の提供にあたり、質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、保護者から支払いを受けることができる。（実費以外の上乗せ徴収）</p> <p>④地域型保育事業者は、保育において提供される便宜に要する費用のうち、③の費用の他に、以下の費用の額の支払いを受けることができる。（実費徴収）</p> <p>ア：日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>イ：保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>ウ：地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>エ：その他保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要なものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>⑤地域型保育事業者は、④の費用の額の支払いを受けた場合は、保護者に領収書を交付しなければならない。</p> <p>⑥地域型保育事業者は、③及び④の金銭の支払いを求める際は、あらかじめ、金銭の使途及び額、請求理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。※④の支払いに係る同意は、文書によることを要しない。</p>	従	国に従う	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。</p>

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
地域型保育給付費等の額に係る通知等 (第14条を準用)	①地域型保育事業者は、法定代理受領により保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知しなければならない。 ②地域型保育事業者は、法定代理受領を行わない保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、提供した保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
地域型保育の取扱方針 (第44条)	地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。	従	国に従う	
地域型保育に関する評価等 (第45条)	①地域型保育事業者は、自ら提供する保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 ②地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。	参	国に従う	
相談及び援助 (第17条を準用)	地域型保育事業者は、常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参	国に従う	
緊急時等の対応 (第18条を準用)	地域型保育事業の職員は、保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	「速やかに保護者又は医療機関への連絡を行うとともに、必要に応じ、市へ報告を行う」とする。	市への報告を義務付け、市との連携・協力体制の充実を図る。
支給認定保護者に関する市町村への通知 (第19条を準用)	地域型保育事業者は、保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって、地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
運営規程 （第46条）	<p>地域型保育事業者は、以下に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 （追加）⑪習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項 ⑫その他運営に関する重要事項</p>	参	⑪を加える。 それ以外は、国に従う。	習志野市暴力団排除条例の趣旨に従うほかは、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
勤務体制の確保等 （第47条）	<p>①地域型保育事業者は、子どもに対し適切な保育を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、事業所ごとに、当該事業所の職員によって保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。</p> <p>③地域型保育事業者は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p>	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
定員の遵守 （第48条）	<p>地域型保育事業者は、利用定員を超えて、保育の提供を行ってはならない。</p> <p>※ただし、年度中における保育に対する需要の増大への対応、施設等の撤退による便宜の提供への対応、災害や虐待その他のやむを得ない事情がある場合等は、この限りでない。</p>	参	国に従う	

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
掲示 （第23条を準用）	地域型保育事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
子どもを平等に取り扱う原則 （第24条を準用）	地域型保育事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国に従う	
虐待等の禁止 （第25条を準用）	地域型保育事業の職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国に従う	
懲戒に係る権限の濫用禁止 （第26条を準用）	地域型保育事業の長たる管理者は、懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国に従う	
秘密保持等 （第27条を準用）	①地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしてはならない。 ②地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 ③地域型保育事業者は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	従	国に従う	
情報の提供等 （第28条を準用）	①地域型保育事業者は、事業を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に事業を選択することができるように、提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ②地域型保育事業者は、当該事業について広告する場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参	国に従う	

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
利益供与等の禁止 （第29条を準用）	<p>①地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員に対し、子ども又は家族に対して地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員から、子ども又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
苦情解決 （第30条を準用）	<p>①地域型保育事業者は、提供した保育に関する子どもの家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>③地域型保育事業者は、提供した保育に関する子どもの家族等からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>④地域型保育事業者は、提供した保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子どもの家族等からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行わなければならない。</p> <p>⑤市町村からの求めがあった場合は、④の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	参	国に従う	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。</p> <p>※ なお、前回会議で示した本市の基準（案）では、③中「市町村が実施する事業」を「市が苦情解決のために実施する事業」と変更するとしたが、国基準と同義であるため、変更しないこととした。</p>
地域との連携等 （第31条を準用）	地域型保育事業者は、運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
事故発生の防止及び発生時の対応 （第32条を準用）	<p>①地域型保育事業者は、事故の発生又は再発防止のため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>ア：事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のため指針を整備すること。</p> <p>イ：事故が発生した場合又は事故に至る危険性のある事態が生じた場合、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>ウ：事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>②地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③地域型保育事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>④地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従	③については、記録することに加えて、「改善策を含めた事故の処理結果を、市へ報告しなければならない。」こととする。	事故の処理結果について報告義務を課すことで、市との連携・協力体制の充実に努める。
会計の区分 （第33条を準用）	地域型保育事業者は、保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
記録の整備 （第49条）	<p>①地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア：保育の提供に当たっての計画 イ：保育に係る必要な事項の提供の記録 ウ：市町村への通知に係る記録 エ：苦情の内容等の記録 オ：事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （追加）カ：その他規則で定める事項</p>	参	<p>②については、保存期間は別に規則で定める。</p> <p>②に力を加える。それ以外については、国に従う。</p>	本市の公立保育所における記録の整備と同等の内容とする。

【特例地域型保育給付費に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
特別利用地域型保育の基準 （第51条）	<p>①地域型保育事業者が、1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、市町村が定める認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合は、特別利用地域型保育に係る1号認定子どもの数及び現に事業所を利用している3号認定の子ども数の総数が、3号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、保育には特別利用地域型保育を含むものとして、条例に定める各種の規定を適用する。</p>	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
特定利用地域型保育の基準 （第52条）	<p>①地域型保育事業者が、2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、市町村が定める認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合は、特定利用地域型保育に係る2号認定子どもの数及び現に事業所を利用している3号認定子どもの総数が、3号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、保育には特定地域型保育を含むものとして、条例に定める各種の規定を適用する。</p>	従	国に従う	